


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市義務教育就学児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○		1 審議事項
関係事項	条例規則	東大和市義務教育就学児医療費助成条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>令和2年度税制改正により、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にしている子を有する単身者について「ひとり親控除」を適用し、従来の寡婦（寡夫）控除について、要件の見直しを行った上で、寡婦（寡夫）控除をひとり親に該当しない寡婦に係る控除に改組するとされた。これに伴い、東大和市義務教育就学児医療費助成条例施行規則において、未婚のひとり親に対する地方税法上の寡婦（寡夫）のみなし適用に関する規定を削除し、ひとり親控除の規定を追加する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し 未婚のひとり親に対する地方税法上の寡婦（寡夫）のみなし適用に関する規定を削除し、令和2年度税制改正前の寡婦（寡夫）控除にかかる規定を、改正後のひとり親控除及び寡婦控除に係る規定に変更する。 文言整理 <p>(2) 施行日</p> <p>令和3年1月1日から施行し、令和3年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用する。（令和3年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、改正前の第7条を適用する。）</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>東京都の実施要綱に則り、適切な運用が図られる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。